

被爆体験者精神影響等調査研究事業拡充の概要

被爆体験者精神影響等調査研究事業は、平成14年度より、被爆体験（「キノコ雲を見た」「光を見た」等）が原因の精神疾患（PTSD等）及びその合併症について医療費（本人自己負担分）を助成しています。

これまでも、多くの合併症を追加してきましたが、事業開始から20年が経過し、被爆体験者の高齢化が進んでいることに鑑み、令和5年度より、次のとおり大きく事業を拡充いたします。

1. 対象者について

居住する場所に限らず、第二種健康診断受診者証の交付を受け（原子爆弾が投下された当時胎児であった者を除く）、被爆体験が原因の精神疾患に罹患していることを認められた方が、本事業の対象となります。

本事業の医療費の助成を受けるためには、第二種健康診断受診者証に加えて、被爆体験者精神医療受給者証の取得が必要になります。

2. 合併症とがんの関連性に関する調査について

令和5年度から、合併症と「がん」についての研究がスタートいたします。

匿名化された診療料明細書のデータにより、合併症とがんの関連性について調査研究していく予定です。

被爆体験者精神医療受給者証の交付申請には、上記調査に対する同意が必要になります。

3. 一部のがんの医療費助成について

上記調査を実施するにあたり、令和5年4月1日より、下記の「がん」について、医療費の助成が受けられるようになります。がんの医療費の助成を受けるためには、申請手続きが必要です。

※新被爆体験者精神医療受給者証については、裏面「6.新受給者証の交付及びがんの追加手続き」をご覧ください。

医療費助成の対象となる「がん」

胃がん、大腸がん、肝がん、胆嚢がん、肺がん、乳がん、子宮体がん

4. 医療費助成の対象となる疾病について

【現行】被爆体験者精神医療受給者証に記載されている対象精神疾患及び対象合併症のみ

【令和5年4月1日～】被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患又は関連する身体化症状・心身症であれば、以下を除き医療費助成の対象になります。

(精神疾患及び対象合併症の認定手続きは不要)

医療費助成の対象とならない疾病

- ・がん（一部のがんを除く）
- ・感染症
- ・外傷
- ・遺伝性疾病
- ・先天性疾病
- ・被爆体験以前にかかった精神病
- ・むし歯のうちC1、C2、Ce（エナメル質初期う蝕）

5. 更新申請手続きの廃止について

これまで3年毎に被爆体験者精神医療受給者証の更新申請手続きが必要でしたが、令和5年4月以降は、更新申請手続きが不要となります。ただし、1年に1度の精神科への受診がない場合、受給者証が失効となりますのでご注意ください。

※長期入院中であるなど、やむを得ず精神科を受診出来ない場合は、かかりつけ医等による書類の提出が必要です。

詳しくは、長崎県または長崎市へご相談ください。

令和5年3月31日までに被爆体験者精神医療受給者証をお持ちの方は、受給者証の切り替えが必要です。受給者証を切り替えない場合でも、記載の有効期間まで利用することができますが、有効期間満了後は失効しますので、早めの切り替え申請をお願いします。

被爆体験者精神医療受給者証の切り替え及び新規申請方法につきましては、裏面を御確認ください。



6. 新受給者証の交付及びがんの追加手続きについて

第二種健康診断受診者証をお持ちでない方

- ・本制度を利用するには、第二種健康診断受診者証を取得していただく必要があります。
- ・第二種健康診断受診者証取得には愛媛県へ申請が必要です。

第二種健康診断受診者証をお持ちの方

既に被爆体験者精神医療受給者証をお持ちの方（新受給者証への切り替え）

- ・新被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けるためには、新たに切り替え申請書の提出が必要です。
申請書の提出後、新被爆体験者精神医療受給者証を交付いたします。
- ・「がん」の医療費の助成を受けるためには、申請手続きが必要です。

被爆体験者精神医療受給者証をお持ちでない方

- ・被爆体験者精神医療受給者証の交付申請が必要です。
- ・愛媛県居住の方は、長崎県が申請先となります。

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちでない方

【第二種健康診断受診者証に関することについて】

○愛媛県 保健福祉部 健康衛生局 健康増進課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
TEL：089-912-2405

第二種健康診断受診者証をお持ちの方

【被爆体験者精神医療受給者証に関することについて】

○長崎県 福祉保健部 原爆被爆者援護課
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2471